

2020年4月から飲食店やオフィス・事務所など、 様々な施設でスタート!

受動喫煙によってリスクが高まる病気には
肺がん、脳卒中などがあります。

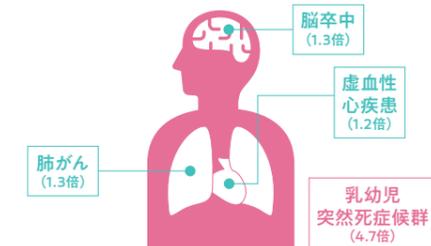
年間15,000人が、受動喫煙を受けなければ
これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されています。

これまで日本での対策は、
それぞれの施設での努力義務に留まっていたが、
今回行われた法改正は、
2020年4月から多くの人を利用する施設について、
原則、屋内禁煙とすることを義務づけることとしています。

受動喫煙を取り巻く各種データ



国民の **8** 割以上は非喫煙者

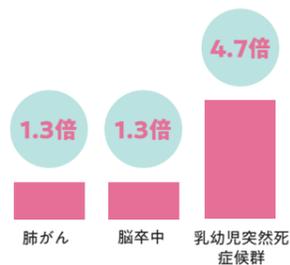


年間 **15,000** 人が、
受動喫煙を受けなければ、
これらの疾患で死亡せずに済んだと推計。



飲食店 37% 遊技場 30% 職場 28%

非喫煙者が受動喫煙に遭遇した場所
出典：平成30年国民健康・栄養調査



受動喫煙を受けている者の
「罹患リスク」は高い

※受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べ、
病気になるリスクが何倍か
出典：「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会 報告書」
国立がん研究センター がん情報サービス

改正法の全体像

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律(「改正法」)が成立しました。改正法は、望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子ども、患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理権原者の方が講ずべき措置等について定めたものです。これにより、多くの人を利用する全ての施設において、喫煙のためには各種喫煙室の設置が必要となります。

改正法の体系

<p>子どもや患者等に特に配慮すべき施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学校、児童福祉施設 ■病院、診療所 ■行政機関の庁舎 等 	<p>敷地内禁煙</p> <p>屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。</p>	<p>2019年 7月1日施行</p>
<p>上記以外の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ■事務所 ■工場 ■ホテル、旅館 ■飲食店 ■旅客運送事業船舶、鉄道 ■国会、裁判所 等 <p>※個人の自宅やホテルの客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外</p> <p>↑ 経営判断 等</p> <p>経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ■既存の経営規模の小さな飲食店 個人又は中小企業が経営/ 客席面積100㎡以下 	<p>原則屋内禁煙 (喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要)</p> <p>経営判断により選択</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="2033 892 2151 1186"> <p>店内禁煙</p> <p>屋内禁煙</p> </div> <div data-bbox="2181 892 2404 1186"> <p>喫煙のみ可</p> <p>喫煙専用室設置</p> </div> <div data-bbox="2433 892 2656 1186"> <p>飲食等も可</p> <p>加熱式たばこ専用の喫煙室設置</p> </div> </div> <p>飲食可</p> <p>喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能</p> <p>全ての施設で喫煙可能部分には、 ①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ ②客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない</p> <p>喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立ち入りは可能。</p> <p>店内での喫煙可</p>	<p>2020年 4月1日施行</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■屋外 ■家庭 等 	<p>喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮</p> <p>(例)できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。 子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。</p>	<p>2019年 1月24日施行</p>

※喫煙を主目的とする以下の施設では、施設内で喫煙が可能です。
■喫煙を主目的とするバー、スナック等 ■店内で喫煙可能なたばこ販売店 ■公衆喫煙所
※ただし、喫煙可能部分には、①喫煙可能な場所である旨の標識の掲示が義務付けとなります。
②来店客・従業員ともに20歳未満は立ち入れません。
※喫煙目的施設に関しては、喫煙目的室を参照(P.4)してください。
※各種喫煙室の区分に関する詳細については、各種喫煙室早わかりも参照(P.4)してください。
※施行のスケジュールに関しては、施行スケジュールについても参照(パンフレット裏表紙)してください。